

令和元年度の取組状況等について

令和元年8月実施の大阪児童虐待防止推進会議において、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざすため、令和元年度においては、次の検討課題について取り組むこととしました。

	検討課題	取組概要
1	オール大阪での啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・府内全首長によるオレンジジャンパーの着用 ・重大な児童虐待「ゼロ」宣言の活用
2	子ども家庭総合支援拠点の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・補助メニューの整理・周知 ・好事例取組の紹介
3	精神科医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、精神科病院協会及び精神科診療所協会への事前説明 ・啓発物品作成等のための予算の確保
4	警察との定期的な合同研修	<ul style="list-style-type: none"> ・警察・児童相談所・市区町村児童家庭相談担当課との合同研修の実施
5	SNSを活用した児童虐待防止相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の試行実施に向け、時期やスキーム等を検討
6	リスク事案における24時間以内の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確認にかかる時間の調査 ・今後の方向性について検討
7	警察との全件情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・府内統一の対応に向けて協議

1 オール大阪での啓発活動

【目的】

- ・「児童虐待防止」に関する府民意識の向上
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知

(1) 今年度の取組について

【新規取組】

①府内全首長によるオレンジジャンパーの着用

②重大な児童虐待「ゼロ」宣言の活用

- ・各自治体の広報誌やHPなどに、共通のフレーズとして「重大な児童虐待ゼロに向けて、オール大阪で取り組みます」と記載

【例年の取組（主なもの）】

①街頭等での啓発活動

- ・大阪駅、堺東駅、泉大津駅、上ノ太子駅
- ・ガンバ大阪試合会場
- ・セレッソ大阪試合会場
- ・堺ブレイザーズ試合会場
- ・大阪マラソン EXPO 会場
- ・中央卸売市場
- ・ともいき（共に生きる障がい者展）

②ライトアップ

- ・レッドホースオオサカホイール（エキスポシティ内）
- ・天保山大観覧車（海遊館）

(2) 今後の予定

令和2年度もオール大阪での啓発活動を実施

2 子ども家庭総合支援拠点の設置促進

【目的】

子どもとその家庭などに対し包括的・継続的支援を行うための拠点を2022年度までに府内全市町村に設置

(1) 今年度の取組について

①補助メニューの整理・周知

子ども家庭総合支援拠点の設置に関し、国が用意している補助メニューや、府の「新子育て支援交付金」「子ども貧困緊急対策事業費補助金」の活用方法等について整理した資料を作成するとともに、府内市町村に対して配布・周知

②好事例取組の紹介

- ・既設置市町村に対して「設置のための工夫」や「課題解決のために取組んだ内容」等についてヒアリングを行い、未設置の市町村に対してヒアリング内容を情報提供
- ・2月26日の「府内市町村児童福祉主管課長会議」において既設置自治体から発表・質疑応答を実施

【今年度末時点での設置済自治体】

14自治体（府内43市町村のうち14 ⇒ 設置率32.6%）

大阪市(24区)	枚方市	寝屋川市	豊中市
大東市	門真市	池田市	箕面市
摂津市	藤井寺市	河内長野市	能勢町
河南町	熊取町		

(全国の設置状況(2019年4月時点))

全国の市区町村1,741のうち、設置済は283自治体
設置率16.4%

(2) 今後の予定

令和2年度も設置促進に向けた取組を実施

⇒令和2年度の設置予定団体：11自治体

〔堺市(2区)、吹田市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、
泉大津市、貝塚市、泉佐野市、太子町、千早赤阪村〕

3 精神科医療機関との連携

【目的】

精神的に不安定な保護者に適切な支援を行うため、精神科医療機関と連携し虐待の未然防止につなげる

(1) 今年度の取組について

①医師会、精神科病院協会及び精神科診療所協会への事前説明

精神科医療機関との連携強化について、医師会、精神科病院協会及び精神科診療所協会への事前説明を実施し、医師会等からご理解・ご了承を得た

②予算の確保

精神科医療機関向けの啓発物品作成や精神科医師を講師として実施する市区町村職員等向けの研修にかかる費用を確保

(2) 今後の予定

府内約790箇所の精神科医療機関に対し、大阪府・大阪市・堺市が役割分担をしながら働きかけを実施

【主な働きかけ】

- ・精神科医療機関に対して、国の法改正の内容や虐待に関する指針等及び適切な通告窓口を掲載したリーフレットを配付
- ・市区町村職員等が精神的に不安定である等の保護者への適切な支援を学ぶために、精神科医師を講師とした研修を実施

(3) 参考【要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進についてより（国通知抜粋）】

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っている。

精神科をはじめとする病院、診療所が、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

4 警察との定期的な合同研修

【目的】

警察・児童相談所・市区町村児童家庭相談担当課が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深めるとともに、今後の児童虐待対応に活かす

(1) 今年度の取組について

合同研修の実施（2月5日）

以下の内容（主なもの）について研修を実施

①警察の取組について

- ・児童虐待対策室の体制・業務
- ・家庭訪問活動

②児童相談所の業務について

- ・児童虐待事案に係る対応の流れ
（初期対応のポイント、施設入所・里親委託後の支援、法的対応 等）
- ・警察との連携について

③意見交換会

【合同研修参加対象機関】

- ・大阪府警察本部児童虐待対策室
- ・大阪府福祉部子ども室家庭支援課
- ・大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
- ・堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
- ・児童相談所（大阪府・大阪市・堺市）
- ・府内43市町村児童家庭相談担当課

【合同研修参加者数】

- ・参加者数：上記機関から 計99名(府内全市町村出席)

(2) 今後の予定

令和2年度も合同研修を実施

5 SNSを活用した児童虐待防止相談事業

【目的】

子育てに悩みを抱える親や子ども本人など、LINEを主要なコミュニケーションツールにしている方に気軽に相談してもらい、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る

(1) 今年度の取組について

- ①令和2年度の試行実施に向け、児童相談所設置自治体である「大阪府」「大阪市」「堺市」において実施時期やスキーム等を協議。
- ②令和2年度は、専門性を有する者による対応が可能な民間団体に委託の上試行実施し、「相談件数・内容・日時」「相談者の性別・年齢・居住地」「相談対応体制」等について検証することを確認。

(2) 令和2年度の取組（試行実施）について

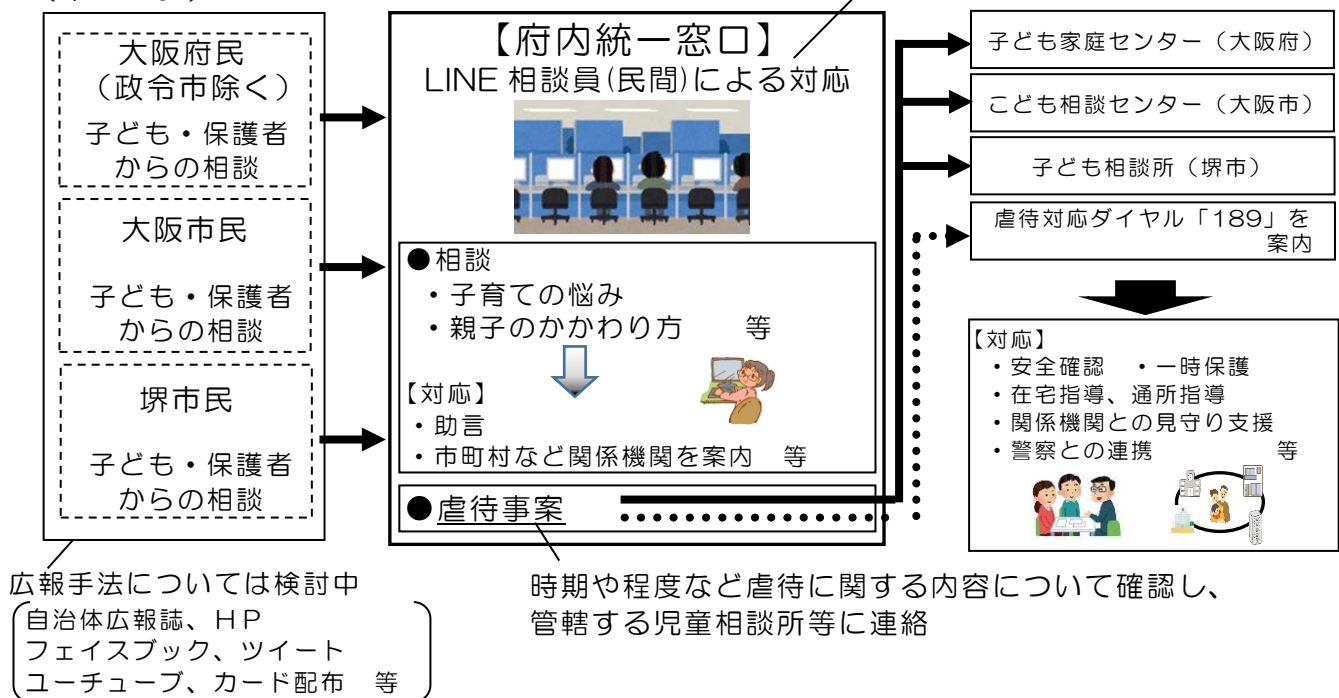
- ①実施時期：7月1日（水）から7月31日（金）まで

ア：うち10日間程度⇒午前9時から翌午前9時（24時間）
イ：ア以外の日 ⇒午前9時から午後9時（12時間）

②相談フロー

(イメージ)

- ・「臨床心理士」「公認心理師」などの専門家
- ・事業者決定から試行実施までの間に研修等により育成



(3) 今後の予定

- 令和2年4～6月：事業者決定、相談窓口設置準備、相談員の研修 等
7月：試行実施（1か月）
8～9月：試行実施の課題抽出・分析

6 リスク事案における24時間以内の安全確認

【目的】

重症度の高い事案については「24時間以内の安全確認」を掲げることで、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざす

(1) 国の方針について

国が策定している「児童相談所運営指針」では、次のとおり定められている。

【児童相談所運営指針】

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。

当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

(2) 今年度の取組について

安全確認にかかる時間の調査（令和元年10月中の約2週間）

- ・対象事案：児童相談所に通告のあった児童虐待事案

■安全確認実施状況

	大阪府	大阪市	堺市
24時間以内	85.0%	83.0%	87.8%
48時間以内	92.0%	88.5%	92.2%

⇒児童虐待通告については、通告受理後全件直ちに調査に着手したのち、迅速な安全確認を実施

- ⇒①対象があいまいな事案
 ②児童の特定が困難な事案
 ③より精密な調査・情報収集が必要な事案
 ④不在により会えない事案
 等

時間を要する
事案が存在

- 例) ①裏のマンションのどこかで、いつも泣き声が聞こえる
 ②1か月前にお店で頭を叩かれている児童を見た
 ③姉妹が何度も父から体を触られている
 (⇒性的虐待の疑いがあり、学校や本人からの詳細な情報収集及びアプローチのタイミングを計る必要)
 ④家庭を訪問するも不在が重なり確認できない

24 時間を超えた理由として「対象があいまいな事案」「児童の特定が困難な事案」「より精密な調査・情報収集が必要な事案」「不在により会えない事案」が一定数存在



速やかに対応に着手しても、結果としてすべての事案で 24 時間以内の安全確認を実施することは困難な状況

(参考)「24 時間ルール」を設定している都道府県の状況

①「24 時間ルール」を設定している都道府県

群馬県、福井県、鳥取県、長崎県

②安全確認実施状況（上記都道府県への聞き取り内容のうち主なもの）

(a)24 時間以内の安全確認実施率は8 割から 9 割程度

(b)「特定困難」や「緊急性が低い」事案は 24 時間ルールの対象外

今後の方向性（案）

「重大な児童虐待ゼロ」に向けた取組の1つとして、

①児童相談所における「最重度最優先ルール」を新たに設け、

「最重度事案の 24 時間以内の安全確認」をめざす

②その経験やノウハウ等について、大阪府・大阪市・堺市の

3自治体において共有を図る

(参考)

重症度



最重度：生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの等

例) 骨折等の頭部外傷、内臓損傷、熱湯等による火傷 等

重 度：今すぐには生命の危険はないと考えるが、子どもの健康や成長・発達に重大な影響が出ている等

例) 医療を必要としない打撲痕等、不十分な監護によるケガ 等

中 度：今は入院を要する程の外傷や栄養障がいはないが、長期的にみると人格形成に問題を残すことが危惧されるもの等

例) 単発の小さなケガ、暴力容認のしつけ、無視・けなし・叱責 等

軽 度：実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感があり、加害者本人や周囲の者が虐待と感じているが、衝動コントロールが一定できるもの等

例) 養育者が虐待をしまいそうという不安を訴える 等

7 警察との全件情報共有

【目的】

- ・ 児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」
- ・ 警察保有情報を活用した「支援の充実」

(1) 児童相談所から警察への提供情報について
15 ページ「別紙1」参照

(2) 「相談控え」等に関する検討状況について
16 ページ「別紙2」参照

【協議のポイント】

- ・ 児童相談所と警察とのダブルチェックにより児童虐待を見逃さないことは、子どものいのち・安全を守る観点から有効
- ・ 「相談控え」等の影響は認められていない
- ・ 共有事案の増加による「見逃しリスクの増大」や「現場の負担増」については様々な方法により対応可能

(3) 令和3年度以降の全件情報共有（案）

大阪府方式での全件情報共有を実施

